



第1章 計画の 基本的考え方

1.1 計画改定の背景

平成 14 年 7 月、環境基本条例に基づき、基本理念を実現するため、環境保全に関する長期目標、施策の基本的な方向、行動の指針その他環境保全に関する重要事項について「目黒区環境基本計画」を策定しました。策定から 5 年を経過した平成 19 年 7 月に改定を行い、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

この間、国では温室効果ガス¹削減の取組を強化するため「エネルギー使用の合理化に関する法律」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正が行われています。また、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定めた「生物多様性基本法」が制定されるなど、環境行政を取り巻く状況は大きく変化してきました。

加えて、平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生により安全安心への区民の関心が高まるとともに、放射性物質対策や節電への啓発、再生可能エネルギー²の普及など環境負荷低減への取組が求められています。

計画改定に当たり、こうした社会経済状況を踏まえ、目黒区基本構想の基本理念「環境と共生する」の実現に努めるとともに、前回の計画を継承した環境像「地域と地球の環境を守りはぐくむまち—めぐろからの挑戦—」を目指し、今まで以上に新たな課題に柔軟に対応していくため、目黒区環境基本計画を改定することとしました。

¹ 温室効果ガスとは、太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのことです。主な温室効果ガスには、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄があります。

² 再生可能エネルギーとは、資源が非枯渇性の自然現象から得られるエネルギーのことです。代表的なものに、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、小規模水力発電、バイオマスエネルギー等があります。



1 若者世代、単身世帯の増加への対応

区内の人口は現在約 26 万人で、昭和 60 年ごろからの著しい人口減少は、平成 7 年ごろを底に増加へと転じています。年齢別では、特に 20 歳代の転入が多く、世帯構成では**単身世帯数が年々増加**しています。

このような近年の人口動向を踏まえ、計画改定にあたっては、とりわけ、若者世代の特徴や嗜好をうまく捉え、区の環境保全のプレーヤーとして活躍できる機会を提供する施策に重点的に取り組みます。

2 都市における生物多様性の取組

これまで生物多様性の保全は、自然豊かな地域における取組が重要だと考えられてきた課題でしたが、平成 22 年 10 月に名古屋で生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催され、「都市において生き物をどのように守り・共生するか」への関心が高まっています。生物多様性を守りはぐくみ、子どもたちが生き物と触れ合って育つ環境を整えることは、地球規模で生物多様性を考えることができる人をつくることにつながっていきます。

一方、区はこれまでみどり、自然、生き物について熱心に取り組んできており、自然通信員などの区民から寄せられたデータ等の蓄積を活用した先導的な生物多様性を守りはぐくむ取組が求められています。本計画では、都市における生物多様性の保全の確保を盛り込みます。

3 地球温暖化対策と低炭素ライフスタイルの普及

東日本大震災後、電力の需給バランスが悪化したことにより、これまでの枯渇性エネルギー³大量消費型のライフスタイルや経済活動そのものの見直しが迫られています。

一方、世界レベルでは、**京都議定書**の第一約束期間（2008 年～2012 年）以降の枠組について議論が続いています。我が国は、2050 年までに世界の温室効果ガスの排出量を半減することを目標に、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの積極的活用による低炭素社会⁴の形成を目指しています。

前回の計画では、地球温暖化対策を地球環境問題への対応の一つとして位置づけ、重点プロジェクトとして取り組んできましたが、本計画では、**私たちの暮らし方に直結する課題**として捉え、地球温暖化問題を踏まえつつ、低炭素ライフスタイルの普及について、重点的に進めていきます。

4 区の財政状況への対応

現在、区では長引く景気の低迷により、歳入の落ち込みが深刻となっています。このため、「緊急財政対策本部」を設置して区の事務事業の見直しを行っています。

環境行政においても、事業実施の際に同じ資金投入をした場合に最大限の効果が発揮できるような、**メリハリのある施策**を展開します。

³ 枯渇性エネルギーとは、ストック（賦存量）が一定で再生不可能なエネルギー資源のことです。石油や天然ガスなどの化石燃料といった埋蔵資源が含まれます。

⁴ 低炭素社会とは、経済発展を妨げることなしに温室効果ガスの排出を大幅に削減した社会のことです。

1.2 計画の位置づけ

目黒区基本計画との関係

本計画は、目黒区環境基本条例第 8 条に基づき、区民、事業者、区がそれぞれの立場から、条例に掲げられた基本理念を実現するため、環境に関する長期目標、その実現に向けた施策の方向、行動の指針、計画推進の仕組み等を明らかにするもので、目黒区基本構想を受けた区の基本計画である「**目黒区基本計画**」を上位計画としています。

また、下図の各補助計画との整合性を図るとともに、**下位計画により施策の展開を進めます。**

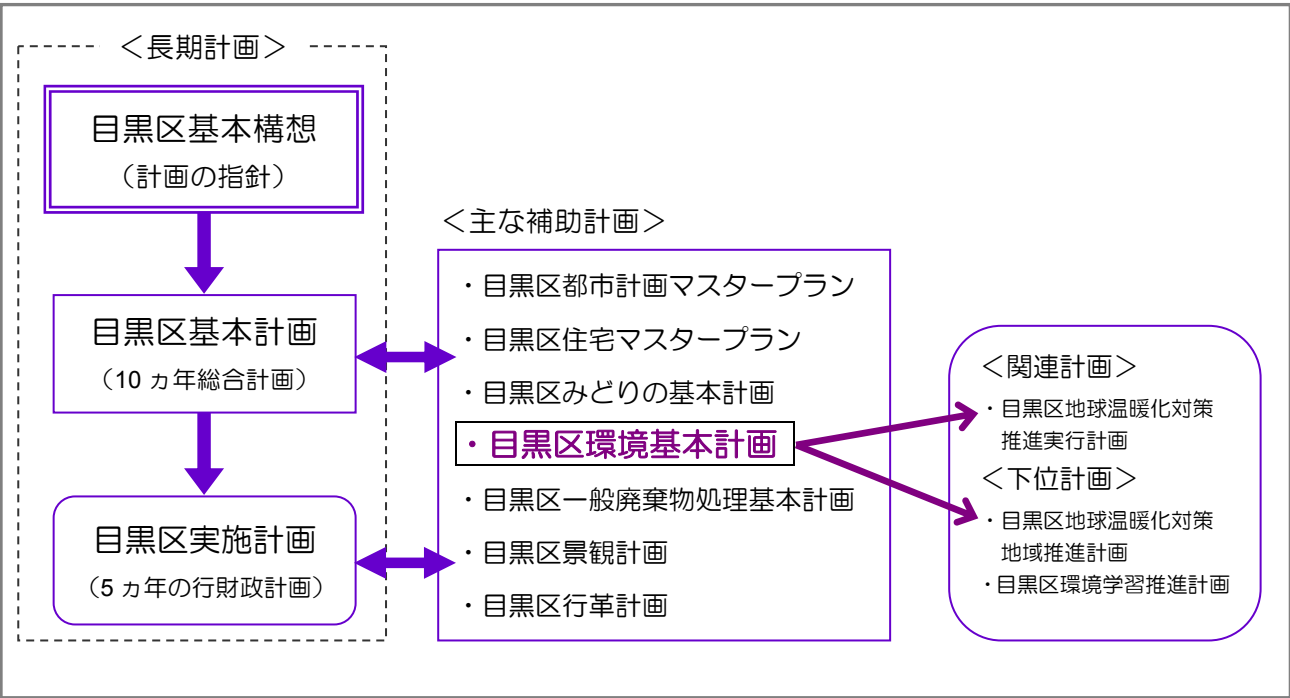
計画の具体化は、目黒区実施計画又は、各年度の予算によるものとします。

1.3 計画の期間

10 年間の計画

本計画は、区の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定したものであり、区の 10 カ年総合計画である「**目黒区基本計画**（平成 21 年 10 月策定、計画期間は平成 22～31 年度）」との整合を図りつつ、計画期間は平成 24 年度から 10 年間とします。

ただし、計画の進捗状況や区を取り巻く社会経済状況の変化に合わせ、概ね 5 年ごとに、計画の見直しを行います。



1.4 計画の対象範囲

本計画は、区内全域を対象地域とし、次に掲げる分野を対象範囲とします。

環境分野	施策の対象となる環境項目
自然環境	水辺、みどり、生物等
生活環境	大気、水、土壌、地盤、騒音、振動、臭い、化学物質（放射性物質含む）、水循環、廃棄物・資源、日照障害、電波障害等
都市環境	交通、道路、公園、緑地、歴史的・文化的資源、市街地整備等
地球環境	地球温暖化、その他地球環境問題（オゾン層の破壊、森林の減少、野生生物の減少、天然資源の枯渇等）

1.5 各主体の役割

1 区民

区民は、積極的に環境との関わりについての理解を深め、自らの行動において環境配慮に努める必要があります。

日常生活においては、ごみの減量、リサイクル等の省資源、節電をはじめとした省エネルギーを心がけるなど、環境負荷の低減を図ります。また、消費者の立場から、環境に配慮した製品やサービス、交通手段等の選択に努めます。

さらに、まちづくり、緑化、地域の美化等、様々な環境保全活動に自主的・積極的に取り組むとともに、地域における問題提起や区が行う事業への参加、協力等の役割も期待されます。

2 事業者

日常の事業活動に起因する環境への負荷が増大している中、環境負荷の少ない社会の実現に向けて、事業者の果たす役割はますます重要になってきています。

事業者は、事業活動を行うにあたって、事業活動が環境へ影響をもたらしていることを認識し、再生資源の利用、環境負荷の低減に資する原材料やサービスの活用、省エネルギーに資する製造・販売方法の採用など、必要な措置を行う責務があります。また、公害を防止し、自然環境を保全するための十分な措置を講じるとともに、区等が実施する環境保全に関する施策に参加し、協力することも求められています。

さらに、事業活動や製品に関する環境情報の提供・公開、従業員への環境教育、環境ビジネスへの取組等、地域社会の一員として、より良い環境を創り出すように努めることが期待されます。

3 区民活動団体

区内には、区民や事業者により組織された団体（町会、自治会、住区住民会議、環境配慮活動団体、非営利民間団体、各産業団体など）が数多くあります。これらの団体は、緑化活動、リサイクル活動、啓発活動などを、公益的視点から組織的に行うことで、環境保全に大きな役割を果たしています。

本計画においても、区民、事業者、区が協力、連携し、地域づくりにおける環境配慮に関する積極的な提案などを行うことが期待されます。

4 関係機関

本計画に掲げられている施策には、交通公害や水質汚濁、廃棄物処理のような身近なものから、生物多様性や地球温暖化のような地球規模のものなど、区だけの取組では対応しきれないものがあります。

このような広域的に取り組んでいくべき項目については、国や東京都、近隣の自治体や地域の機関、また、区内の小中学校、高校や大学などの教育機関との連携を図っていきます。

5 区

区は、環境と共生するまちづくりを目指す「環境自治体」として、将来まで区民が健康で快適かつ安全な生活を営むことができるよう、良好な環境を確保するため、施策を積極的に進める役割を担っています。同時に、区自らも事業者、消費者としての立場から、公共工事の実施における環境配慮や事務事業における環境配慮など、率先して環境の保全に努める責務があります。

さらに、区民、事業者の環境配慮行動につながる施策を展開するとともに、各主体と協力、連携し、環境保全に向けた取組が効果的に行われるように支援していきます。

区民、事業者、区の定期的な情報交換や連絡調整を図り、必要に応じワーキンググループを設置するなど、幅広く区民や事業者等との協働によって計画を推進していきます。





第2章 基本目標

2.1 目指すべき環境像

「目黒区基本構想」（平成 12 年 10 月策定）においては、「環境と共生する」ことを基本理念の一つとして掲げています。また、同構想では 4 つの基本目標に沿って各種施策を推進していくこととしており、環境分野に関連する目標として「環境に配慮した安全で快適なまち」が掲げられています。

本計画では、前回の計画を受け継ぎ、目黒区基本構想を踏まえた長期的な視点のもと「地域と地球の環境を守りはぐくむまち—めぐろからの挑戦—」を目指すべき環境像として定め、環境面からのまちづくりの推進を図ります。

以下に、目黒区基本構想と目黒区環境基本計画の関係を示します。

目黒区基本構想（抜粋）

基本理念 2 環境と共生する

「環境と共生することなしに真の人間性の尊重はあり得ない」という視点に立って、少しでも環境負荷を減らし、自然を守り、良好な都市環境の保全・改善に努めることを、目黒区行政のあらゆる分野に共通する基本課題として位置付けるとともに、区民一人ひとりが、自らの行動による環境への負荷を極力少なくし、身近な都市環境の改善に取り組む社会をつくります。

目黒区基本計画（抜粋）

基本目標 4 環境に配慮した安全で快適なまち

- 良好な住環境と貴重な自然を守り、はぐくむとともに、地域の特性に配慮した市街地の形成や人にやさしい都市基盤施設の整備などを進め、いつまでも安心して住み続けることができるまちを目指します。
- 地球規模の環境問題に積極的に対応していくため、区民、事業者などの省資源、省エネルギーに対する理解を図るとともに、ごみ減量、リサイクルを更に推進し、環境への負荷の少ない社会づくりを進めます。
- 都市環境の整備にあたっては、区民、事業者、行政がそれぞれの立場に応じた役割と責任を果たしていくため、多様な参加と協働のまちづくりを進めます。

2.2 基本目標

計画の環境像に掲げた「地域と地球の環境を守りはぐくむまち」を実現するためには、区民、事業者、区の協働による環境配慮の取組を継続することが必要です。

区を取り巻く社会経済状況の変化やこれまでの成果・課題を踏まえ、3つの基本目標を設定します。本計画では、この3つの基本目標を達成するために、各目標の下に基本方針、施策の目標を掲げ、計画を推進していきます。（具体的な施策の展開は、第3章に記載します。）



目黒区環境基本計画

目指すべき環境像：地域と地球の環境を守りはぐくむまち ーめぐろからの挑戦ー

基本目標

基本目標1

良好な生活環境を守りはぐくむ

生活環境や生物多様性を含めた都市環境の保全を通じて、区の環境そのものの質を高める施策を展開します。

基本目標2

ライフスタイルの転換で環境を守りはぐくむ

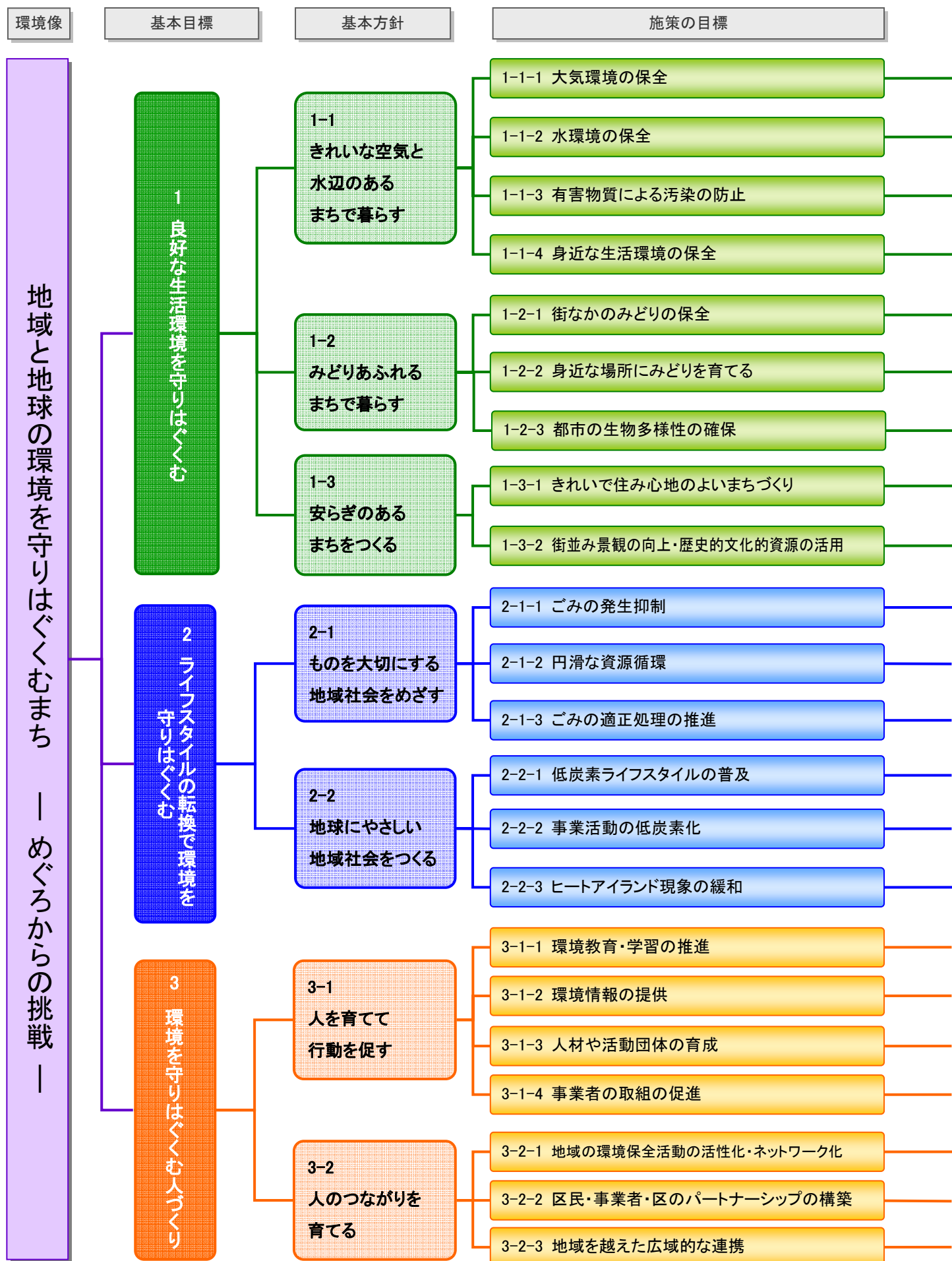
ごみの減量・リサイクルなどの課題、地球温暖化やヒートアイランド現象に対して、私たちの一人ひとりがもたらす環境への負荷を減らすため、ライフスタイルの転換を図ります。

基本目標3

環境を守りはぐくむ人づくり（継続）

基本目標1と基本目標2の実現に向けて、人づくり・組織づくりを支える横断的な施策を展開します。

2.3 環境保全施策の体系



主な施策	重点プロジェクト
大気環境の監視・情報提供、工場・事業場への排出規制の実施、光化学スモッグ対策、フロン回収促進及び代替物質への転換促進	                
水環境の監視・情報提供、河川水質浄化、工場・事業場への排出規制の実施、雨水流出抑制対策、水循環機能の回復	
工場跡地等の土壌汚染対策、アスベスト対策、化学物質の適正管理、放射性物質への対応	
自動車交通騒音・振動の監視、工場等への指導、騒音沿道対策、生活公害(騒音・振動・悪臭等)に係る相談・調整	
みどりの拠点の保全、住宅地のみどりの保全、開発・建築行為の際のみどりの確保	
民有建物における緑化の推進・支援、身近な公園・緑地の確保と質の向上、みどりを育てる区民等への活動支援、みどり・自然とのふれあう体験の提供 等	
生物多様性地域戦略策定と運用、自然・生き物の実態の把握と生き物情報の提供、ビオトープのネットワーク化とより質の高い生息環境づくり 等	
地域美化活動支援、吸い殻等のポイ捨て・犬のふん放置などのマナー普及啓発	            
地域特性に応じた良好な街並み景観の形成、景観資源や歴史・文化的資源の保全とその価値を学び親しむ機会の提供 等	
ごみ減量・ものを大切にするライフスタイルの普及啓発、家庭ごみの減量、事業ごみの減量	
資源回収の推進、リユース・リサイクル文化の提唱と発信、事業活動におけるリサイクル資源の活用	
安全・適正なごみの収集と処理、ごみの分別ルール徹底	
省エネ行動の提案・推進、エコ住宅の啓発、家庭への再生可能エネルギー・省エネルギー機器普及および導入、公共交通等の利用促進	
商店街の環境配慮行動支援、事業所への再生可能エネルギー・省エネルギー普及の仕組みづくり、環境にやさしい自動車の普及促進 等	
ヒートアイランド対策としての緑化の推進、人工排熱の低減、保水性舗装・遮熱性舗装の整備	            
環境学習推進方針の作成、環境学習機会の提供、学校等における環境学習の推進、自主的な環境学習の支援、エコプラザを活用した環境学習	
環境情報の一元化、多様な媒体を活用した環境情報の発信力の強化	
地域の環境配慮活動団体の支援、環境推進員等の育成・支援、人材バンクの創設・活用	
環境に配慮した事業活動の促進、環境ビジネスの創出支援	
地域の環境保全活動の普及および参加促進、地域の環境保全活動の拠点としてのエコプラザの周知・活用、環境配慮活動団体のネットワーク化 等	
区民・団体・事業者のパートナーシップによる環境施策の推進	
他地域との連携による取組の推進	            

重点プロジェクト

【テーマ 1】

地形・地勢を意識した
風とみどりと生き物の
ネットワークづくり

【テーマ 2】

節電からはじめる
ライフスタイルの
転換

【テーマ 3】

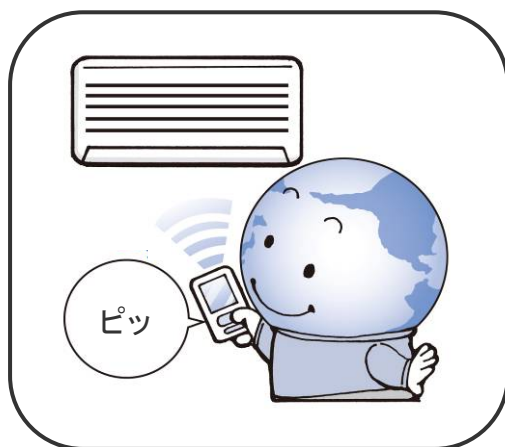
地球温暖化対策の
推進

●は施策に関連のある
重点プロジェクトを
示しています

かけがえのない地球のために「わたし」からはじめる温暖化対策！

第2章

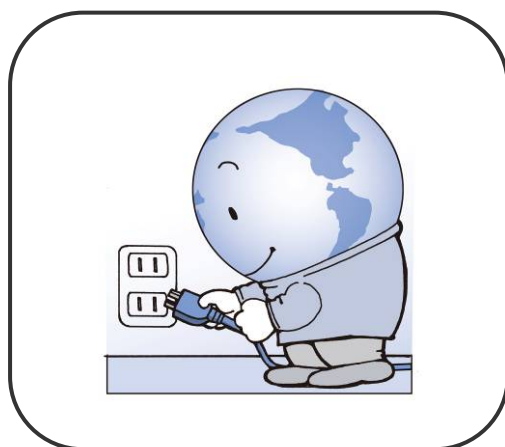
基本目標



冷暖房の温度を適切に！



つけっぱなしはやめよう！



使用していないコンセントは抜こう！